

部 会 に 関 す る 細 則

平成31年4月29日

施行細則（第1条）により部会に関する細則を次のとおり定める。

第1条 （部会および委員会の種類）

この連盟には次の会議および委員会をおくことができる。

- 2 運営に関する会議
 - (1) 総務・財務部会
 - (2) 諮問委員会
- 3 事業に関する会議
 - (1) 事業部会
 - (2) 実行委員会

第2条 （総務・財務部会）

総務・財務部会は必要に応じて理事長が招集する。出席者は事務局長と総務・財務部担当の四国各県吹奏楽連盟事務局長とし、次の事項を協議し運営に当たる。

- (1) 運営に必要な会議の設定
 - (2) 組織を向上させるための実態調査（基本調査）
 - (3) 会員名簿の作成と加盟団体の把握
 - (4) 運営上必要な企画立案と他の委員会との連絡
 - (5) 財務の管理と経理事務
 - (6) 予算および決算
- 2 総務・財務部会には必要に応じて事務局の事務局次長および事務局員の出席を求めることができる。

第3条 （諮問委員会）

委員は理事会で推薦し理事長が委嘱する。委員の任期は1年とし、再任を妨げない。委員長は理事長が任命する。

- 2 委員会が必要に応じて理事長が招集する。
- 3 委員会は諮問された事項について研究・協議し、理事会に提言する。
- 4 出席者は当該委員として代理出席は認めない。ただし、理事長が必要と認めた者の出席を求めることができる。
- 5 議長は委員長とする。

第4条 （各事業部会）

各事業部会は必要に応じて理事長が招集する。出席者は事務局長と四国各県吹奏楽連盟の各事業部長とし、それぞれの事業部ごとに次の事項を協議し運営にあたる。

- (1) 第一事業部 吹奏楽コンクールの企画・立案
 - (2) 第二事業部 アンサンブルコンテストの企画・立案
 - (3) 第三事業部 マーチングコンテスト、および小学生バンドフェスティバルの企画・立案
 - (4) 第四事業部 吹奏楽フェスティバル、講習会およびその他の事業についての企画・立案
- 2 各事業部会は必要に応じて事務局の事務局次長および事務局員、各事業の主管県の理事長

および事務局長の出席を求めることができる。

第5条 （実行委員会）

次の事業の実行委員会は会員などによって組織し、主管県理事長がこれを招集する。

- (1) 吹奏楽コンクール
- (2) アンサンブルコンテスト
- (3) マーチングコンテスト
- (4) 小学生バンドフェスティバル
- (5) 吹奏楽フェスティバル
- (6) 講習会およびその他の事業

2 実行委員長および実行委員は主管県理事長が委嘱する。任期は1年とし、再任を妨げない。

3 議長は実行委員長とする。

第6条 （付則）

この細則は理事会の議決を経なければ変更することができない。

2 この細則は平成31年4月29日より施行する。